

件名	愛媛県国民健康保険財政安定化基金条例
主管課	保健福祉課医療保険室
根拠法令等	改正後国民健康保険法第81条の2第1項 地方自治法第241条
<p>【制定の概要】</p> <p>持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）附則第6条1項の規定により設けられた財政安定化基金の運営に関し、必要な事項を定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。 2 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管する。 3 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入する。 4 基金（前条により繰り入れた収入を含む。）は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）の施行日（平成三十年四月一日）の前日までの間は、その全部又は一部を処分してはならないものとする。 	
施行日	公布の日
<p>【その他参考事項】</p>	